

神奈川県行政書士会役員等選出規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第19条に規定する役員及び第50条第2項に規定する綱紀委員（以下「役員等」という。）の選出を公正に行うため、必要な事項を定める。

(役員等の選出)

第2条 役員等の選出は次の方法による。

- (1) 会 長 選挙によるものとする。
- (2) 副 会 長 前号により当選した会長が会員の中から指名するものとする。
- (3) 理 事 ① 各支部より1人の理事候補者を推薦するものとする。ただし、役員改選年度の4月1日現在における個人会員数を基準として、個人会員総数を支部数で除した1支部当たりの平均所属個人会員数（当該平均所属個人会員数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に2を乗じた数以上の個人会員が所属する支部は、2人の理事候補者を推薦することができる。
② ①の候補者名簿は支部長より役員改選年度の4月末日までに会長に提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、提出期限を変更することができる。
③ 支部推薦以外の理事は会長の推薦によるものとする。
- (4) 監 事 選考によるものとする。
- (5) 綱紀委員 選考によるものとする。

(選挙権者)

第3条 選挙権を行使することのできる者は、選挙が行なわれる総会に現に出席している会則第6条第2項の個人会員とする。

(役員選出の特例)

第4条 支部推薦の理事候補者が、会長の指名による副会長に選任された場合には、その候補者の所属する支部から、補充選出するものとする。

(総会の承認)

第5条 この規則により選出された役員等については、総会の承認を得るものとする。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第6条 選挙事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の職務)

第 7 条 委員会は次の各号に定める事務を管理する。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補届出及び候補辞退の届出受理
- (3) 選挙広報の発行
- (4) 立候補者の立会演説会及び公開討論会（以下「立会演説会等」という。）の開催
- (5) 投票及び開票の管理
- (6) 当選者の確定
- (7) その他選挙事務の管理に必要な事項

(委員の選任)

第 8 条 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 委員は本会の役員等以外の会員の中から選ばなければならない。

(委員会の委員等)

第 9 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置く。

- 2 委員長は委員のうちから互選する。
- 3 委員長は委員会を代表し、その事務を統轄する。
- 4 副委員長は委員長の指名によるものとする。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の運営)

第 10 条 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の決議は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、委員会の運営等については、神奈川県行政書士会選挙管理委員会運営規程（以下「委員会運営規程」という。）で定める。

(委員の任期)

第 11 条 委員の任期は就任後 2 回目の定時総会の終結のときまでとする。

(委員の資格喪失)

第 12 条 委員が役員等の候補者になったときはその資格を喪失する。

(選挙の告示)

第 13 条 委員会は総会開催日から 25 日前までに次の事項を会員に通知しなければならない。

- (1) 選挙期日及びその場所に関する事項
 - (2) 立候補届出の期間及び立候補に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 前項第 2 号の届出期間の締切日は、告示の日より 5 日とする。

(選挙広報)

第 14 条 委員会は選挙広報を発行し、総会開催日の 7 日前までに会員に発送しなければならない。

- 2 選挙広報には、候補者の氏名、生年月日、事務所の所在地、所属支部、推薦者の氏名及び行政書士としての略歴等を掲載する。
- 3 前項のほか必要な事項は委員会で定める。

(事務の分掌)

第 15 条 委員会の事務は、本会の事務局職員に分掌せしめることができる。

第3章 立候補届出等

(会長立候補の届出)

- 第16条** 会長の候補者になろうとする者は、第13条第2項で定められた届出期間内に会長立候補届(第1号様式)及び10名分の推薦状(第2号様式)を委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。
- 立候補届出の日時及び場所、その他届出受理に関する事項については、委員会運営規程で定めるものとする。
 - 第1項の届出がない場合は、第2条第1号の規定にかかわらず選考によるものとする。

(推薦者)

- 第16条の2** 前条第1項の推薦状により会長候補者を推薦する者(以下「推薦者」という。)は、会則第6条第2項の個人会員に限るものとする。
- 推薦者は、推薦状の氏名欄に自署し、職印を押印しなければならない。
 - 個人会員は、複数の会長候補者に対して推薦者となることはできない。
 - 推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。

(会長候補者の所信表明)

- 第17条** 会長候補者が所信表明をしようとするときは第14条に定める選挙広報によらなければならない。
- 選挙広報に、所信表明を掲載しようとする候補者は、立候補届出の際に、その原稿(A4判一葉1,000字以内)を提出しなければならない。

(立候補辞退の届出)

- 第18条** 候補者が立候補を辞退しようとするときは、総会開催日の7日前までに会長候補辞退届(第3号様式)を委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

- 第19条** 選挙は投票の方法により行う。
- 投票は1人1票とし、単記無記名とする。
 - 投票に先立ち議長は選挙を行う旨を宣言した後に、委員会に選挙事務をつかさどらしめる。

(投票所)

- 第20条** 投票所は、総会の議場内に設けなければならない。

(投票用紙)

- 第21条** 委員会は、投票用紙を調製しておかなければならない。

(投票用紙の交付)

- 第22条** 委員会は、投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

(投票用紙の記載方法)

- 第23条** 投票は選挙しようとする者の氏名を記載して定められた投票箱に投票する。

(投票の締切)

第24条 委員会が投票を締切ろうとするときは委員長から、その旨を選挙権者に通告しなければならない。

(無効投票)

第25条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いなかったもの
- (2) 委員会において被選挙権者が確認できなかったもの
- (3) 候補者名を2人以上連記したもの
- (4) 候補者名以外の事項を記載あるいは併記したもの

(開 票)

第26条 開票は総会の議場内で委員会が、5人の立会人の立会で行う。立会人は委員長の指名によるものとする。

(当選者の確定)

第27条 当選者の確定は有効投票者の過半数以上でなければならない。

2 選挙の結果、各候補者の得票数が前項に定める数に達しなかった場合には、得票数の多い者2人によって更に選挙を行うものとする。

(無投票当選)

第28条 候補者が1人の場合には、投票を行わず無投票当選とする。

(開票の結果の報告)

第29条 当選者が確定したときは、委員長は総会の議場において、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 投票総数
- (2) 有効投票数
- (3) 無効投票数
- (4) 候補者別の得票数
- (5) 当選者の氏名

2 委員会は、当選者に対し当選証書(第4号様式)を交付するものとする。

(就任承諾)

第30条 選挙により当選した会長は、速やかに会長就任承諾書(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

2 総会で選出された副会長、理事、監事、綱紀委員は、速やかに役員就任承諾書(第6号様式)を委員会に提出しなければならない。

第5章 選 考

(候補者の選考)

第31条 会長候補者の届出がない場合及び監事、綱紀委員の候補者を選考するため、候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(選考委員の選出及び任期)

第32条 選考委員は会長、副会長経験者ならびに支部長とする。

2 選考委員の選出は会長、副会長経験者は相談役会の推薦によるものとする。

3 選考委員の任期は総会終了のときまでとする。

(選考委員会の組織)

第33条 選考委員会は会長、副会長経験者5名以内、及び支部長をもって組織する。

2 第9条第2項乃至第5項及び第10条の規定は、選考委員会に準用する。

(選考委員の資格)

第34条 選考委員は、他の役職の兼務を妨げない。

2 選考委員が会長の候補者となる意思を表明したときは、その資格を失う。

(選考委員会の職務)

第35条 選考委員会は総会開催日の前14日以内に開催し、選考した候補者名簿を総会当日議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、開催日に関してはこの限りではない。

第6章 選挙運動

(選挙運動の倫理)

第36条 この規定に基づく選挙のための運動は公明正大を旨とし、会員としての品位をけがしてはならない。

(制限事項)

第37条 選挙運動に関する文書には虚偽又は他人を誹謗する等の事項を記載してはならない。

2 選挙運動は届出の日から選挙期日の前日までとする。但し、推薦状を得るための運動については、届出の日より前においても行うことができる。

3 会長候補者は、支部総会において選挙運動を行ってはならない。

(立会演説会等)

第37条の2 委員会は、立候補者の選挙運動の場として立会演説会等を開催するものとする。

2 立会演説会等の開催の日時及び場所については、会員の利便を考慮して、委員会が決定する。

3 立会演説会等の開催方法については、委員会運営規程で定める。

第7章 補 則

(投票用紙の様式)

第38条 選挙の投票用紙の様式は、委員会運営規程で定める。

附 則

この規則は、昭和56年1月24日より施行する。

附 則

この規則の改正は、昭和58年5月23日より施行する。

附 則

この規則の改正は、昭和63年5月29日から施行する。

附 則

この規則の改正は、昭和63年9月16日から施行する。

附 則

この規則の改正は、平成9年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年3月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式（第16条第1項関係）

会長立候補届

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会 御中

| | | |
|--------------------|----------|----------|
| 立候補者氏名 生年月日 | | |
| 所属支部名 | | |
| 事務所所在地 電話番号 | | |
| 行政書士会入会 年月日及び年数 | | |
| 行政書士としての 略歴 | | |
| 立候補所信 | | |
| 推薦者 氏名、所属支部 | 氏名 支部 | 氏名 支部 |
| | 氏名 支部 | 氏名 支部 |
| | 氏名 支部 | 氏名 支部 |
| | 氏名 支部 | 氏名 支部 |
| | 氏名 支部 | 氏名 支部 |
| 上記のとおり会長立候補を届け出ます。 | | |
| 立候補者氏名 | | 職 印 |

注 ①行政書士としての略歴及び立候補所信は別紙とすることができる。

②行政書士としての略歴に、単位会（支部役員を含む。）、地方協議会（旧地方本部）、
日行連の役員及び委員の略歴を記載することができる。

③立候補所信を別紙に記載するときは、A4版一葉1000字以内とする。

第2号様式（第16条第1項関係）

推 薦 状

候補者 _____ 殿

この度の神奈川県行政書士会の会長選挙にあたり、

私は貴殿を会長候補者として適任と認め推薦します。

〇〇 年 月 日

推薦者の事務所所在地

神奈川県 _____

推薦者の氏名 _____

職印

（注意事項）

- ①推薦者は、氏名欄に自署し職印を押印しなければなりません（神奈川県行政書士会役員等選出規則第16条の2第2項）。
- ②複数の会長候補者に対して推薦者となることはできません（同規則第16条の2第3項）。

第3号様式（第18条関係）

会 長 候 補 辞 退 届

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会 御中

所属支部名

事 務 所

所 在 地

氏 名

職
印

私儀会長候補として〇〇 年 月 日届け出ましたが（何々により）
候補を辞退いたします。

第4号様式（第29条第2項関係）

当 選 証 書

氏 名 殿

あなたは〇〇 年 月 日施行の神奈川県行政書士会会長
選挙において当選されました
よってその証として本証書を交付します

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
委員長 氏 名

職
印

第5号様式（第30条第1項関係）

会長就任承諾書

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会 御中

所属支部名

事務所
所在地

氏 名

職
印

私儀 〇〇 年 月 日神奈川県行政書士会会長に選任されましたので
その就任を承諾いたします。

第6号様式（第30条第2項関係）

役員就任承諾書

〇〇 年 月 日

神奈川県行政書士会会長 殿

所属支部名

事務所

所在地

氏名

職
印

私儀 〇〇 年 月 日神奈川県行政書士会
その就任を承諾いたします。

に選任されましたので

注 空欄に各役職名を記載するものとする。